（様式第２－14号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画変更の概要

令和5年1月10日

竜王町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第８条第４において準用する同法第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を変更認定したので、第８条第４において準用する第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				竜王町山之上（東出）集落地先	無	令和元年度 ～ 令和5年度	日の出ハートヒルズ倶楽部
○				竜王町西横関集落地先	無	令和元年度 ～ 令和5年度	西横関いきいき活動協議会
○				竜王町西川集落地先	無	令和元年度 ～ 令和5年度	西川環境保全会
○				竜王町弓削集落地先	無	令和元年度 ～ 令和5年度	弓削弓つくりの郷
○				竜王町橋本集落地先	無	令和元年度 ～ 令和5年度	橋本農村環境保全隊
○				竜王町岡屋集落地先	無	令和元年度 ～ 令和5年度	岡屋農村環境を守る会